

経済法としてのインドの1948年産業政策声明 (II)

おお うち みのる
大 内 穂

IV 企業新設と国有化

1. 公共部門の物的基盤形成に予定されたもう一つの方策は、前述の I、II 以外の産業部門で、国家が企業を新設することと、既存の民間企業の国有化であった。

企業新設および国有化を問題とする以上、

- (1) その国の既存民間企業との関係
- (2) 企業新設か国有化かの政策選択規範とその背後にある理念
- (3) 企業を新設し、あるいは国有化するための財政的および人的前提の存否の検討

が、少なくともなされねばならない。

2. (1) 第2次大戦後独立した若干のアフリカ諸国などでは、急速な経済建設の必要から、国が直接経済分野に介入していく場合に、国有化すべき民間工業企業は、ほとんど存在していなかったから、所詮、主たる方策は、国による企業の新設という形をとってくる。これに対して、インドでは独立時において相当な民間企業の発展をみていた^(註41)から、急速な経済発展の必要から国家が直接生産活動に介入してくる際には、国家による企業新設とともに、国有化の問題が大きく浮かび上がってこざるをえない。

企業新設といっても、まったく新しい分野に企業を設立するのか、それともすでに民間企業が活動している分野に国家が新しい企業単位を加えていくのか、つまり既存の民間企業の利潤追求と競

合関係にたつことになる企業新設か否かによって事態は様相を異にしてこよう。

まったく新しい分野に企業新設する場合には、民間企業との競争は将来への潜在的なものとしてありうるが、既存の民間企業が利潤追求している場へ、直接的に介入していくわけでないから、それだけ新設に対する民間資本の側からの抵抗も少ない。1948年声明第4項に列挙された六つの産業部門については、民間企業が既に存在していたとはいえ、そのほとんどが利潤の低いものであり、民間資本も当時それ以上の設備投資をしたがらぬ分野であったという特殊な事情から、民間資本の側の抵抗は、特に目だつほどのものにならなかった。このことを、われわれはすでにIIIで検討した。それ以外の産業分野への企業新設について同声明は、民間資本のイニシアティブに任せて、そこに「しだいに国も参加する」という一般方針を述べている(3項, 6項)だけで、具体的産業分野の明記をしていない。

そもそも国は何のために企業を新設するのかを問うとき、若干の公益的性格の事業を除くと、第1に、急速な国家の基礎的産業構造の建設および促進ならびに少数者による経済の独占を排除するという積極的意味と、第2に、利潤の低いこと等の理由で民間資本が投資したがらぬ分野を補足的に国が引き受けるという消極的性格のものに大別しうるが、インドの場合は、以上の検討からもすでに明らかなように、第2の性格のものが強い

といえよう。この理由は、インドにおける民間資本の力がすでに相当大きなものに成長しており、資本に有利に、かなりの圧力を政府の政策決定に及ぼしえたということである。

1948年声明の発表に3カ月先だつ1948年1月の国民会議派の経済綱領委員会報告の後から、資本による意識的な生産のサボタージュが顕著になり、当時の蔵相さえ指摘しているように、株式操作により株価を下落させ、生産を低下させては政府を「ゆすって」(black-mail) いた。

特に声明の審議の行なわれる3日前から株価下落はさらに大きくなり、このことは1948年声明を審議したインドの立憲議会 (Constituent Assembly) でも、B・V・ケスカル博士、レヌカ・レイ女史らにより取り上げられ、民間資本の圧力に屈しないよう要請された^(注42)。にもかかわらず、当面する生産の急速な拡大の必要から、民間資本の協力が不可欠で、民間資本の要求に合致するよう妥協する必要があるとする議論が立憲議会を支配したことからも民間資本の圧力の大きさを推察できよう。

(2) 1948年声明で国家による企業新設は以上のように消極的性格のものであった。つぎに新設を国有化政策との関係でみると、企業の新設は国有化に代わるものとして、同声明にうちだされていることに注意しなければならない。声明第3項中には、「既存の工場を接収して運営するよりは、むしろ他の分野で新しい生産単位に努力を集中」^(注43) することとしているのがそれである。つまり声明は、既存の民間企業の国有化の代わりに、国家に新しい企業を設立する責任を課しているわけである。しかし、この両施策の間には、根本的な性格の差異が、存在することに注意しなければならない。国有化は、法を背景として国家が強制的に、

私的[・]所有[・]を[・]公的[・]所有[・]に[・]移[・]転[・]す[・]こ[・]と[・]で[・]あ[・]る[・]か[・]ら[・]、
基本的には、それ自身、私的所有制への挑戦である。国有化によって、個別的あるいは全面的な私的[・]所有[・]が、法的 (de jure) にも、事実上 (de facto) も否認されるのである^(注44)。

これに対し、国家による企業の新設は、既存の私的[・]所有[・]を[・]なん[・]ら[・]く[・]ず[・]す[・]こ[・]と[・]に[・]な[・]ら[・]ぬ[・]か[・]ら[・]、私的[・]所有[・]の[・]原[・]則[・]と[・]の[・]矛[・]盾[・]は[・]少[・]な[・]い[・]。ゆえに、国有化政策をしりぞけ、「新設」を代置することは、私的[・]所有[・]制[・]に[・]対[・]する[・]挑[・]戦[・]を[・]避[・]ける[・]路[・]線[・]で[・]あ[・]る[・]点[・]に[・]特[・]に[・]注[・]目[・]す[・]る[・]必[・]要[・]が[・]あ[・]る[・]。

(3) 国家が企業を新設し、また国有化を行なうためには、十分な財源とそれを運営しうる技術者・経営者の整備を必要とする。声明は、「現状では、望ましいほど広範な産業部門で、今ただちに国家の機構と資金が活動できるほどの余裕はない」と述べ、政府は今後、国有企業を運営する人材を養成する機構の設立を考慮しているとしている。1948年1月の国民会議派経済綱領委員会でも、将来に国有企業を運営する人材の養成をうたい、特に経済職公務員 (economic civil service) の創設と、技術者訓練の計画を述べているが^(注45)、このことはさらに議会の討議の過程でもくり返しその必要が叫ばれながら、今日に至るまでなんら具体的展開をみていない問題である。

企業新設のための投資財源については、声明はなんらふれていない。同様に国有化のための補償の財源創出の方策についても、なんらふれていない。

(注41) D. H. Buchanan, *The Development of Capitalistic Enterprise in India*, 1934.

D. R. Gadgil, *The Industrial Evolution of India in Recent Times*, 1954.

(注42) *Constituent Assembly of India (Legislative) Debates Official Report*, Vol. V, 1948, pp.

3293~3297, pp. 3388~3428. とくに, Shrimati Renuka Ray (West Bengal) は, この声明発表数日前からの株式取引所の暗躍を批判している (p. 3413)。

(注43) 議会における産業供給相 S・P・ムケルジの説明 (同上, pp. 3388~3395, pp. 3426~3428), K・サンターナム (同上, pp. 3396~3398), M・R・マサニ (同上, pp. 3399~3402), J・P・シュリバスタバア (同上, pp. 3414~3417), P・J・ネルー (同上, pp. 3417~3422), M・A・アイエンガー (同上, pp. 3423~3426) 等の発言は, この線を強調したものであった。

(注44) もっとも, 国有化を行なう権力の性格やその社会・経済的基盤を無視して, その国有化の性格を論ずることはできないので, ここでは特に, 基本的にはと断ったのである。

(注45) *Report of the Economic Programme Committee, Sub-Committee to Consider Development of Industry and Industrial Relations*, AICC, 1948.

V 1948年声明における国有化規範の性格

1. 1948年声明は国有化方策について, 国家は「公共の利益が接収を要求する場合には, いつでも, いかなる既存工業企業をも国有化する」という一般原則を掲げている。しかしこれは, 近代国家の法概念の中では, 国家固有の権利として認められているものであり, 別に新しいことを規定しているわけではない。ただ補償のあり方が問題となっているにすぎない^(注46)。K・T・シャー教授は, 立憲議会での討議の中で, こんな当たり前のことを声明に書き込んだのは議会の目をごまかすためのものだろうとかみついている^(注47)。

2. 声明はさらに, 国有化に際して「公正なそして平等な補償」の支払いを予定している。「公正な, 平等な補償」ということは, 法的にみれば, 国家権力を背景とした強制売買という形をとりつつ, 一方経済的には, 私的所有制にたった等価交換の原則を維持していくということである^(注48)。

つまり, 1948年声明では, 私的所有制の維持と, 資本主義的枠の中での国有化が予定せられているにすぎないから, 常に国有化をチェックするものとして, 補償支払い能力が問題とされることになる。補償の原則が, 国有化をチェックするクサビとして打ち込まれたわけである。国家の財源には限度があるからである。財源の創出について, なんら具体的な方策が考えられていないのも単なる偶然とは考えられない。

3. 1948年声明の中にみられる国有化に対する態度は, 上の一般原則の表示を除けば, (1)国有化を単に可能性として示し, (2)10年間の国有化留保条項を設け, (3)国有化の対象とする産業分野を限定的に示した, 点があげられる。

可能性として示すことは, 国有化に対する何の保障にもならない。10年間の国有化留保ということは, 10年間国有化しないことの保障でもある。この声明発表に3カ月先だつ国民会議派経済綱領委員会報告では, この留保期間を5年としていたから, それよりさらに5年間決定を延長したことになるわけである^(注49)。

国有化の対象とされる産業分野も, 1938年の国民計画委員会が勧告した産業分野, 1945年4月のインド臨時政府計画開発局により発表された産業政策声明の勧告した産業分野^(注50)に比べて, 大幅にせばめられている。

4. 1948年声明は, 可能性, 時期および対象産業について限定つきの国有化策を示したが, そのような国有化策のねらいは, いったいどこにあったのであろうか。歴史的にインドでこれまで叫ばれてきた国有化策のねらい, 特に現在の国民会議派自身が独立運動過程で叫んできた国有化のねらいと, 1948年声明のそれとは, どういう関係にたつたかが検討されねばならない。

衆知のように、重要不可欠の工業・鉱物資源の国有化・統制をうたった1931年の国民会議派カラチ大会決議は、「大衆の眞の経済的解放」を目的とし(同前文)、国防産業、重要不可欠な産業、公益的性格の産業の国有化・統制を勧告した1938年の国民計画委員会報告では、少数の個人の手による産業独占を排除して、民族的自立経済を建設することを意図していた。消費財工業を含めた広範な産業部門の国有化を通して経済の主要部分を国家が掌握することとした1944年の「人民のプラン」は、国有化の目的として、富の集中排除と労働者の生活水準向上をあげ、もっぱら分配面を強調していた。この点では、鉱業、冶金、機械工業、重化学工業の国有化を予定した、いわゆる「ガンジー的プラン」とそのねらいを共通にするものであった。「ボンベイ・プラン」における国有化のねらいは、民間資本が自力で大規模な長期投資をなしえず、かつ利潤率の低い産業部門を国家に一時的に肩がわりさせようというもので、つまり民間資本の一定部分の保護を目的とするものであった。1945年4月のインド政府計画開発局の産業政策声明では、国有化の目的は民間資本の保護と国民的利益が強調されており、同年12月に国民会議派執行委員会が発表した選挙綱領の中にみられる国有化(ないしは国家統制)の目的では、大衆の貧困の原因の除去、とりあえず富の集中を防ぐことを強調していた(注51)。独立前(1946年9月)に成立したネルーを首班とする臨時政府の計画諮問委員会報告にみられる国有化の目的は、生産の拡大と国民の生活水準向上に資するものとしてとらえられている。1948年1月の国民会議派経済綱領委員会決議でも同様に、国民の生活水準上昇と私的独占の排除を国有化と連関させて打ち出している。

以上、国有化の目的として打ち出されてきたも

のを、(1)1938年の国民経済計画委員会型の富の集中排除、および国民の福祉を主眼にしたものと、(2)ボンベイ・プラン型の民間資本の一時的肩がわりをねらったものに大別することができる。1948年声明は、国民の生活水準の向上と急速な生産増大を目的にうたっているが、どちらかという、民間資本の肩がわり性格が強くと、ボンベイ・プラン型に属する。

5. しかし、以上に共通している点は、国民の生活水準向上にせよ、富の集中・私的独占の排除にせよ、民間資本の育成にせよ、それらの一般的・抽象的な目的達成に対して、なぜ、またどんな手続きを経て、国有化が貢献するのかについては、何の説明もない点である。ゆえに、その目的と国有化の間の必然性が明瞭ではない。

生産の急速な上昇のために、インドにおいて基礎産業の国有化がなぜ必要であるのか、既存民間企業に任せてなぜ不可能であるのかに対して、これまでインドで国有化を支持する者の間でさえ十分に論議され納得のいく答えが出されることがない。1948年声明の議会討議も同様であった。

それゆえ、独立インドが直面した生産の増大という当面の必要の前に、国の経済構造改革としての国有化政策が積極的に取り上げられず、むしろ以前に叫ばれた線によりずっと後退させられ、代わって安易な既存民間企業への依存とその保護育成策による一時しのぎが計られ、国の経済参加も企業新設という形態をとってくることになるわけである。

6. にもかかわらず、1948年声明がともかくも若干の産業部門について10年後の国有化の可能性を特に記入したのはなぜであろうか。

これは要するに惰性と妥協の産物であろう。国有化とその後にとるべき具体的措置が、なぜイン

ドにおいて国民の生活をより向上させ、生産をより上昇させることになるかについての理由も示しえぬまま、ソ連における第2次、第3次5カ年計画の成功、イギリスにおける労働党政府による石炭・鉄鋼等の国有化の実施経験を、そのままインドに持ちこもうとしたこと、国民会議派が1930年代以来、近くは1945年の国民会議派の選挙綱領中にも、国民会議派経済綱領委員会の1948年1月の報告にも国有化を勧告した点からも、国有化（あるいは直接国家統制）方策をすぐ引っ込めるわけにいかなかったこと、独立運動過程における民間資本の非協力に対する不満等が、惰性的に国有化の可能性を声明の中にとどめさせることになったと考えられる。

つぎに妥協的性格は、1948年声明を作った国民会議派の内外における勢力配置と その変化を反映するものである。インド財界の強力なスピーカーであった国民会議派右派のパテルや、M・R・マサニ、K・サンターナム、J・P・シュリバスタバアらにとっては、インドの鉱工業発展はもっぱら民間資本にまかせるのが最良の策であるとして、国有化政策に否定的立場を強くうちだした。これに対し、B・V・ケスカル博士や、K・T・シャー教授らのいわゆる国民会議派左派とよばれた立場からは、民族運動と独立の目的が、ほかならぬ「わが国の産業を接收して国有化し社会化するための一つの組織を創出することにあつた」のであってみれば、当然国有化を主張した。しかし、かれらは、会議派内では少数派であった。結合すべき工業労働者階級も未組織であり、かつ独立後会議派をとびだして国有化を叫ぶ社会党、共産党その他の勢力との共闘体制もできていなかった。このような状況下において、パテルらの反国有化勢力が圧倒的に強く、完全に国有化が葬り去られ

ようとした時点で、次善の妥協策として、いずれ死文化せざるをえない国有化の一般原則と10年留保規定とを、ともかくも声明の中に書き込ませ、抵抗を示したものと考えられる。1948年声明審議の議会で「今ただちに国有化できないのは、国有化してもそれを運営できる機構も人材もないからだが、2～3年後には、国有化と社会化の機が熟し、主要産業はすべて国有化されよう」と述べたB・V・ケスカル博士の言葉^(注52)も上の事情を裏書きしているといえよう。ネルーも、はっきりと、急速な生産の増大の必要から民間資本と妥協したことを認めている^{(注53) (注54)}。

さらに、外国資本からの圧力が大きかったことも見のがせない。たとえばイギリスは、インドの独立後かなりの資本の引揚げをみたにもかかわらずなお相当の権益を残し、その結果、凍結したインドのスターリング勘定の解除条件としてイギリス資本の保護をインド政府に要求したし、アメリカは駐インド大使グラディをして1947年秋ごろからインドの国有化政策を引っ込ませるよう大々的に運動させていた^(注55)。

(注46) 大内穂、『国際法における外人財産の収用と補償の法理』、グンティル出版会、1964年、2～4ページ参照。

(注47) *Constituent Assembly of India (Legislative) Debates Official Report*, Vol. V, 1948, p. 3404. なお、レスカ・レイ女史は「この国有化の原則は第I、第IIのカテゴリにばかりでなくすべての産業にあてはまるのでしょうか」と念を押している (*Ibid.*, p. 3413)。

(注48) 大内穂、前掲書、92～93ページ。

(注49) *Resolutions on Economic Policy and Programme 1924-54*, AICC, New Delhi, 1954, p. 32.

(注50) K. T. Shah, *National Planning, Principles and Administration*, National Planning Committee Series, Bombay, Vora & Co., 1948.

D. S. Nag, *A Study of Economic Plans for*

India, Bombay, Hind Kitab Ltd.

(注51) Election Manifesto, Indian National Congress Committee, *Resolution on Economic Policy and Programme 1924-54*, pp. 16~17.

(注52) *Constituent Assembly of India Debate*, Vol. V, 1948, pp. 3413~3414.

(注53) *Ibid.*, p. 3419.

(注54) 1948年声明の中で国有化が後退したことについて、筆者がインタビューした現代インドの学者は、(1)1930年代にネルーを初めインドのインテリの間には観念的な社会主義的風潮がかなりあって、それがインドにも当てはまらうと考えていたが、現実に政権をとってみると、あまり現実的方策でないことが明らかになった。(2)当時インド経済を支配していたのは外国資本であったが、独立後外国資本の多くがインドを引き払っていったので、国有化の対象の多くを失った。(3)国民会議派の1930年代の指導者は、本気で国有化を考えていた。しかし独立後、国民会議派に雑多なものが新たに加わり、民間資本から金をもらい民間資本の利益を優先するようになった。だいたいこうした三つの理由をあげて後退を説明する。つまり、国有化そのものの持つ意味が、権力を握った国民会議派指導部に、あいまいになったことによるというものである。

(注55) 1947年11月、グラディは、アメリカ輸出入銀行の借款供与の将来について講演し、インド政府の国有化政策に警告を与えた。

S. L. Polai, *Select Document India 1947-50*, Vol. 1, Indian Council of World Affairs.

VI 民間企業の統制・規制

1. 1948年声明は公共部門を創設したが、その物的基盤がこれまでみてきたように限られたものであってみれば、声明の目標とする福祉国家建設の達成手段である生産の拡大の主要なない手は結局、実質的には民間資本に任されたことになる。これは公共部門に主導権をもたせることとした声明自体の規範からいって矛盾である。

生産拡大の主導権を実質的に民間資本に引き渡した国家が、民間資本に対して、どのような対処の仕方を予定し、それはどんな矛盾を内包したのか。

2. 声明第3項では、既存の民間企業を国有化するよりは、それを適当に方向づけ規制することにより、有効な役割を果たさせようとしている。同様の表現は、第1次5カ年計画の中にもみられる^(注56)。ここで有効な役割とは、最終的には国民の富の増大であり、当面は生産の増大である。

声明第7項はそこで、塩・砂糖・紙などの消費財工業、重機械・重化学工業、運輸部門、国防関連産業等18の産業部門を示し、これらの重要基礎産業は国民的利益に深い関係があり、その立地は全インド経済の立場から考えられねばならず、また相当額の投資や高度の技術が必要とされる産業であると規定し、それらの性格上当然に規制と統制の対象とするとしている。

3. この第7項をうけて、1949年3月、工業(開発・統制)法案〔Industries (Development and Control) Bill, 1949〕が議会に提出された。約2年後に同法案は、1951年工業(開発・規制)法〔Industries (Development and Regulation) Act, 1951〕として成立した。栗本弘氏は、「統制が規制に変更されたところに2年間の論争の性格が反映されている」点を指摘しておられるが妥当であろう^(注57)。

この1951年工業(開発・規制)法は、法的制度上は、かなり強力な規制権を政府に与えている。たとえば、(1)同法適用の37業種の既存企業主は政府に登録し、(2)企業の新設、生産設備拡張に当たり、事前に認可委員会の許可を要し、(3)生産減退、品質低下、価格つり上げ等の不良経営企業への政府の監査が行なわれ(同法第16条)、(4)上の監査後、その指令無視の企業の経営権を政府が接管(5年以内)することができる(同法第18条A項)、といったものである。同法は、その規制のための機関として、(イ)中央諮問委員会(Central Advisory Council)、(ロ)開発委員会(Development Councils)、(ハ)認可委員会

(Licencing Committee) の設立を予定した。

4. ここで注目すべきことは、上の委員会(イ)、(ロ)の構成とその役割である。中央諮問委員会は商工大臣を委員長とし、民間企業、労働者、消費者、その他の代表計30人で構成されるが、その中で、工業（開発・規制）法の適用を受ける民間企業代表が14名も占め（労働者、消費者、その他の代表もそれぞれ5名のみ）、この委員会が規制対象産業の開発と規制に関する勧告をする以上、勢い、民間資本の自由な意向が圧倒的に政府政策へ反映せざるをえないことは明らかである。同様のことは、個別産業グループごとに作られた開発審議会の構成とその機能^(注58)についてもいいうるのである。

現に、5カ年計画立案に際しては、これら審議会が積極的に参加している。T・T・クリシュナマチャリの言によれば、「第1次5カ年計画の民間各工業部門の基本的計画は、多数の民間実業家よりなる特別委員会のメンバーにより作成された」^(注59)。

5カ年計画の立案だけにとどまらず、各種政策の立案には民間財界人を招き、諮問委員会を設け、政府の経済関係の機関においては、ほとんどすべて大財閥の代表が参加しており、これが民間資本にとってのビルトイン・プレッシャー・グループとしての機能を果たしている。

声明第7項で予定した「規制」は、このように民間資本の意向を政策に強く反映させ、生産の上昇に民間資本の協力をうることをねらった制度的整備の形で具体化された。

(注56) Planning Commission, *First Five Year Plan*, p. 244.

(注57) 栗本弘編、『インドの経済開発計画と実績の検討』、研究参考資料第16集、アジア経済研究所、35ページ。

しかし、実際には、インドでは、統制 (Control) と

規制 (Regulation) とはさして厳密には使い分けられていないようである。

(注58) 生産目標、進展状況、生産コストの低減化、マーケティングの改良、品質改善、標準規格化、労働生産性の向上等の審議を行なう。

(注59) *Speeches of T. T. Krishnamachari*, p. 16. ア・イ・レスコフスキー、森田節男訳、『現代インドにおける国家資本主義発展の基本的諸問題』、アジア経済研究所（所内資料）、82ページ。

VII 1948年声明の展開

1. 1948年声明は、独立直後のインドの国家建設の規範として2本の柱をたてた。一つは公共部門の創設であり、他の一つは民間企業の規制である。この二つの柱を基礎として、生産を拡大し、国民の生活水準を高めていくことを政府に義務づけている。

この声明に基づいて、1950年にインド政府の計画委員会 (Planning Commission) が設けられ、計画委員会は、1948年声明を基礎とし、その枠内で第1次5カ年計画を作成した^(注60)。

2. 第1次5カ年計画における公共部門投資総額は、約23.8億ルピー（約1609億円）であったが、その中で、灌漑・発電（全投資の27.2%）や、運輸・通信部門（同24.0%）などの社会的間接資本の拡充・整備に投資の重点がおかれ、鉱・工業開発には全投資のわずか7.9%が割り当てられたにすぎない。しかも工業投資の中心をなしたのは、計画実施以前からすでに建設が始められていたものの引継ぎ（たとえばシンドリ肥料工場）と、既存工場の修理・近代化のための追加投資（たとえば鉄道、国立器具工場）が多くを占め、新設投資は相対的に少なく見積もられた。さらに計画の実施となると、工場制工業に対する国定資本投資は目標の約6割にとどまった^(注61)。

それでも、第1次5カ年計画の期間中に、たと

えば、第1次総合鉄鋼プロジェクト、ヒンドスターン工作機械工場、ヒンドスターン抗生物質製造工場、ヒンドスターン・ケーブル工場、ヒンドスターン殺虫剤工場等の新設が、中央政府により開始された。

第1次5カ年計画は、既存企業の国有化を「後回しにしたほうがよい。というのは、国有化によらずとも同様の目的が（民間企業の）規制によって達成しうるから」と述べている^(注62)。

こののち、国有化の10年留保条項をめくり、民間資本およびインドの経済学者（たとえばS・R・モーハノート、R・C・アガルワル等）から、これが、民間資本を脅迫し、投資意欲を阻害しているとして強力な攻撃が展開され、この国有化留保条項が1956年の産業政策決議において脱落させられるまで続いた。

にもかかわらず、第1次5カ年計画の期間中に中央政府は、1948年に「インド準備銀行」を、1953年に航空運輸事業を、1955年には「インド帝国銀行」を、1956年1月には生命保険事業を、それぞれ国有化した。若干の州政府は、配電会社、製紙工場、鉱山を国有化した。これらすべての場合に、旧所有者・株主にとって有利な条件で補償額の決定がなされた^(注63)。

しかしこれらの国有化は、いずれも1948年声明および第1次5カ年計画の実施として行なわれたものでなく、いずれも経営状態が悪く、しかも公益的性格上、放置できないものであったからやむなく行なわれたものであって、民間資本の利益と矛盾する面がほとんどなかった。

3. 1947～48年度末における国有部門の生産資本（自動車運輸業を除く）は、87.5億ルピーであったが、第1次5カ年計画開始時の1951年4月には、123.6億ルピーにふえ、さらに、第1次5カ年計画

中に156億ルピー増加した。政府会社数も、1951年3月末の36から1956年3月末の61に増加し、同期間の払込資本も、それぞれ2.6億ルピーから6.6億ルピーに増加している^(注64)。

しかし同期間における民間会社数（1951年2万8496、1956年2万9813）および、払込資本（1951年74.9億ルピー、1956年95.8億ルピー）に比べると、絶対量において、まだまだ弱少なものであったといわなければならない^(注65)。同様のことは、国民所得に占める国有企業の生産分についてもいえる。1948～49年には絶対額で24億ルピー（2.4%）であり、1956～57年現在でも41億ルピー（4.1%）にすぎなかった^(注66)。

4. つぎに、民間資本規制の制度の実際の運用面では、もっぱら登録および認可が主となり、不良産業への政府監査および経営権の接収はほとんど例外的にしか行なわれなかった^(注67)。政府も、後2者については、ごく例外的な場合を除きこうした権限を行使する意図のないことを繰り返し声明した。

登録および認可については1952年の産業企業登録・許可規則^(注68)により、いっそうの制度的発展をみた。政府の規制の中心をなしたのは、私的資本に対する投資規制であるが^(注69)、これを(1)工場の拡張および新設の認可、(2)資本発行の認可、についてみると、前者は国内の限定された資源を考慮し、民間大企業間の利害を国が調整し、かつ計画の中の優先産業への民間資本の誘致に役だつ面ももったが、反面、登録および申請の手続きが煩雑にすぎ、時間がかかりすぎる点、企業の地域的集中の阻止には十分機能しない点が、問題となってきた。後者については、インド全体の資金不足および、インドの会社が一般的に投資資源を新資本の発行よりは内部資本に依存する度合いが多く、民

間企業の規制手段としてはそれほど効果を上げていない。加えて、1949年の資本発行免除令 (Capital Issues Exception Order, 1949) は、資本発行申請免除の範囲を広げ、いっそう政府の資本発行規制の効果を薄くしている面がある。

5. さらに政府は、課税、金融政策、投・融資政策による民間資本への間接的規制手段をもって、工業企業に対する課税について1948~49年以來、新しい免除措置がつきつぎにとられた。1948年4月1日以降設立された新しい建物・工場・機械について、むこう5年間は償却控除を2倍に引き上げ、また1948年3月末からむこう3年間に新設するある種企業には、所得税控除を5年間引き上げることとし、1952年の予算審議の議会では新設企業への免除措置が決められ、さらに会社税の増税は、第2次5カ年計画まで引き延ばされた。租税制度を通しての企業規制は、実質上、民間企業の保護政策として機能する面が強いことは上の事実からも明らかである。

インド準備銀行を通じて行なう金融政策のもつ民間企業の規制効果は、インドの民間企業の投資資金源が、内部資金と外国資金に依存する度合いが大きく(第1表参照)、おのずからそこに限界が存在する。

特殊金融機関を通しての間接的な規制力は強められつつあるといわれるが、これとても貸付資本

第1表 民間鉦・工業投資の資金源

第1次5カ年計画期		第2次5カ年計画期
民間粗固定資産推定投資実績	34億ルピー	82.5億ルピー
企業内部資金	44%	49%
新資本発行	12%	15%
M・Aその他の金融機関	18%	10%
政府投融資	13%	2%
外国資本投融資	13%	24%

(出所) Reserve Bank of India Bulletin, Sept. 1957より作成。

量に限定があつて、必ずしも十分な規制力をもっていない。

6. 以上のような民間資本の規制策は経済の集中化の阻止にほとんど役にたたない(註70)ばかりか、反面において大きな民間企業の保護・育成策と結びついている。先の課税免除措置がそうであり、1948年の工業融資公社 (Industrial Finance Corporation of India)、各州の融資公社、1954年の国営工業開発公社 (National Industrial Development) 等の特殊金融機関の設立がそうであり、52年の関税委員会 (Tariff Commission) の設置も、関税・価格政策面から国内産業の保護・育成を目的としたものであったし、認可委員会によって許可された設備投資に対しては、資材・原料・輸送手段の提供を國家に義務づけたのもそうである。

7. このような一連の民間資本の保護・育成策と、常に内在的限界をもった規制措置によって、民間資本は自由な利潤追求を妨げられなかったし、全体として工業生産の上昇をみ、資本の蓄積も進んだが、その上昇は消費財中心であり、産業構造の不均衡を是正せず、また特定企業への集中も進んだ。国民1人当たり所得も伸び悩んだ(第1図、第2表参照)(註71)。

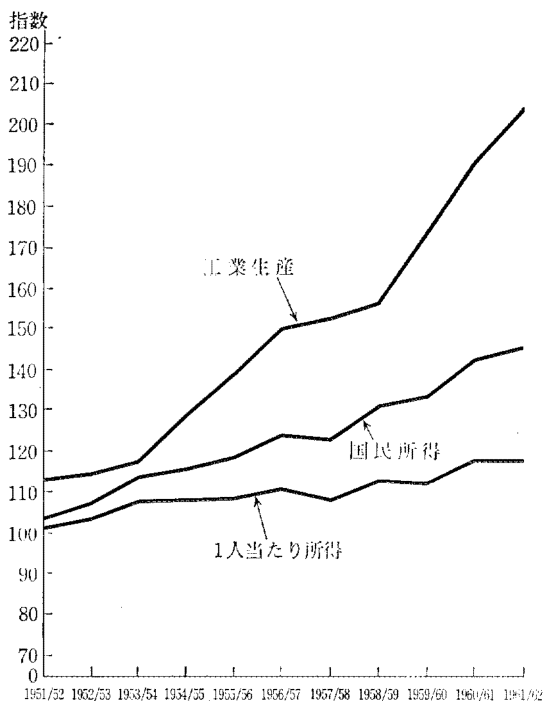
第2表 独立後から第1次5カ年計画終了までのインドの国民所得ならびに国民1人当たり所得の推移

年 度	国民所得 (単位: 1000万ルピー)		1人当たり所得 (単位: ルピー)	
	現行価格	1948/49 年度価格	現行価格	1948/49 年度価格
1948/49	8,650	8,650	246.9	246.9
1949/50	9,010	8,820	253.9	248.6
1950/51	9,530	8,850	265.2	246.3
1951/52	9,970	9,100	274.0	250.1
1952/53	9,820	9,460	266.4	256.6
1953/54	10,480	10,030	280.7	268.7
1954/55	9,610	10,280	254.2	271.9
1955/56	9,990	10,480	260.8	273.6

(出所) Government of India, India, A Reference Annual 1959, p. 187.

国民経済：成長傾向

1950/51～1961/62 (基準 1950/51=100)



(出所) Records and Statistics, Vol. 14, No. 2, Feb. 1963.

1948年声明をうけた第1次5カ年計画が期待した、消費財偏重の工業構造から均衡ある工業構造への是正(特に資本財あるいは生産財工業能力の拡張)は、計画期間中に行なわれず、民間投資の過半がてっとり早く利潤の獲得できる消費財工業(特に綿業、砂糖、レーヨン、紙、ジュート工業)に向かった。生産財部門では、第1次5カ年計画が重点をおいた鉄鋼、セメント、機械、化学工業などで、民間投資は一応目標を達したともいえるが、アルミニウム、硫酸、化学パルプなどは、大きな資本投下を必要とするし、その利潤が相対的に低いため、民間資本の投資はほとんど進まなかった。

第1次5カ年計画の後で(1956年8月)T・T・クリシュナマチャリ蔵相は「民間部門はわたしを

失望させた」と述べ、同じころ、ネルー首相はカルカッタで「民間企業は大規模な、急速な経済開発を行なう能力がない。それは数人の手中に富を集中する結果を生み、民主主義と相いれない」と述べている。

そこで、鉱・工業開発の実質上の主導権を民間資本にまかせてしまい、政府はただそれらの規制で事足りるとした1948年声明の欠陥が明らかになったので、1956年に新たな産業政策決議が発表されるとともに、第2次5カ年計画では、政府自身が積極的に工業開発に乗り出す必然性がでてきたのである。

要するに、国有化政策に代わる国家の企業規制という施策の意味するものは、インドの独立運動過程で叫ばれた基礎産業の国有化政策が目的としたような、富の集中排除、雇用の増大、生活水準の向上という福祉国家的側面よりは、いっそうボンベイ・プランにみられる国家による民間企業の援助育成の面を強調し、それを通じての鉱工業生産の拡大という線を打ち出し、それに必要なかぎりにおける規制を予定したにすぎなかったといえよう。

8. 規制の性格が上述のごときものであったにもかかわらず、民間資本の側からは、その規制に対してなお不平の声が聞かれた(註72)。

民間資本の論理からは、政府の政策が、初期に叫ばれた重要基礎産業の国有化政策から→若干の基礎産業の10年後の国有化考慮→国有化に代わる政府の企業新設(若干の基礎産業のみ)→企業の統制と規制→単なる企業の規制の段階から→さらに後退させて、なるべく政府の干渉を排除しまったく自由放任の利潤追求の方向を指向することは当然であるから、最終的には、現在の規制の撤廃を求めるであろう。しかし現段階

においては、その規制の内容は上述のごとく限界をもっており、民間資本はそれへの反撃を加える一方、同時に規制法の線にのって、規制の反面に用意される政府のあらゆる保護措置を要求し、獲得することに利益を見いだしているように思われる。つまり、先述したような中央諮問委員会、各種の開発審議会、その他の政府の諮問委員会へ、民間資本が代表者を送り込み、実質的に政府の政策決定に参画し、民間資本に有利に影響を与えるような制度がすでに存在しているからである。

最近、とくに民間部門における工業投資をめぐって、官僚層と民間企業層、国民会議派の一部指導層と民間資本との接触が、半ば公然と増大している。特に、企業の拡張、新規投資、外貨割当ての認可等をめぐり、他方、政府による民間企業への財政援助の提供、民間企業製品の買付け、政党への政治献金等の過程を通じて、ますます、民間資本と国民会議派ならびに上級官僚層との接触を深めていく条件が熟している。

(注60) Planning Commission, *First Five Year Plan*, p. 1, p. 422.

(注61) *Review of the First Five Year Plan* より算定。

(注62) *First Five Year Plan*, p. 422.

(注63) Sailen Ghosh, *On the Public Sector*, 1957, pp. 39~42.

古賀正則、『インドの国有部門(1)』, p. 293. 日本エカフェ協会、『インドの経済関係法規概要』, 1962, pp. 29~32.

(注64) *Reserve Bank of India Bulletin*, June 1964, p. 740.

(注65) *Ibid.*

(注66) *Estimates of National Income, 1948/49 to 1956/57*, New Delhi, 1958.

(注67) たとえば、1952年の労使間の紛争を理由に工場閉鎖を行なったショラブル紡績の接収と、1953年のインディアン・ユナイテッド紡績の経営権接収がある。

(注68) Registration and Licensing of Industrial Undertakings Rules 1952——1964年に改正される。

(注69) 古賀正則, 前掲書, p. 34.

(注70) Government of India, *Report of the Monopolies Inquiry Commission*, Vol. I and II, 1965 を参照されたい。

(注71) 1952年の4月から9月にかけて行なわれた National Sample Survey によれば、国民の消費支出の5分の1以上(61.3%)を食費支出が占め、衣類は7.7%, 光熱費は5.5%, 儀式支出は5.6%, 諸サービス支出5.6%となっており、教育費・交通費・娯楽・家具・はきものへの支出は、全消費支出の中でも取るに足らぬほど少額であった。

しかも1948/49~1955/56年の間における一般食品価格の値上がりは大きかった。

職のあるものはまだよいとして、完全失業者数は計画委員会による公式推計の数字でさえ、1956年初めに全インドで530万人を上回っていた。

(注72) 拙稿、『インド国民会議派政府の鉱工業政策(1)』, p. 93.

結 び

以上、われわれは、経済法としての1948年声明——特にその第3項、第4項——を取り上げ、その規範構造とその現実的展開を検討した。この目的は、規範とその展開との相互関係から、規範の根底にある理念(あるいはイデオロギー)を明らかにするためであった。

1948年声明第3項による公共部門の創設は、第1にそれが独立インドにして初めて可能なものであった点、第2に独立したインドが、公共部門をテコとして、民族的かつ民主的な経済構造を建設していく可能性が制度的に確立したという点に、画期的な意義を見いだした。

しかし、この可能性も、1948年声明が、国家活動の範囲を、ごく限られた、しかも利潤のあがりにくい部門に限定することによって物的基盤を弱体にした。

公共部門の物的基盤として予定された三つのカテゴリーの産業分野は、これまでの検討で、量的にも質的にも、かなり限定されたものであることが明らかになった。公共部門が、国民経済全体の中で主要部門を把握し、その拡大再生産を通じて、残りの経済部門をまきこみ、しだいに国の全経済構造の変革へもっていくという独立前からあった国家建設の方策は、独立後の最初の実施の段階で、1948年声明の規範の中になんか限界をもたされて現われるのである。その後の声明の展開——特に公共部門投資の不振は、1948年声明の規範の限界性と無関係ではなかった。公正・十分な補償の原則を掲げ、既存民間企業の国有化を避ける方針といい、国家による基礎産業の新設を、当時において利潤率の相対的に低い若干のものに限定したことといい、民間企業の規制の仕方といい、ここから帰納される1948年声明の規範の根底にある理念は、私有財産制の原則の堅持、とりわけ既存民間資本の保護強化ということであった。しかも半面において、若干の基礎産業を10年後に国有化する可能性をも規定しているところに、この声明の非常に興味ある特色を見いだすのである。つまり、資本の完全な私的所有にも徹しきれず、といって社会化へも踏み切れずにいる、新しく発展しつつある国の過渡期における混在した所有制の理念と国家建設の必要との間の相剋の一つのインディカタを示している。と同時に、1948年声明という経済法規範を貫く民間資本の強化という理念は、この声明を成立させ、国家建設の名で展開させていくインドの現実の政治的・経済的勢力配置を反映している。

この後、1956年産業政策決議において脱落させられる1948年声明の国有化10年留保条項の推移は、この政治と経済にまたがる力と、ある経済規

範のもつ宿命との相互関係を最も象徴的に示していると考えるのである(注73)。

(注73) 拙稿、前掲論文、pp. 62~69。

(海外派遣員)

—— 在ニューデリー ——